

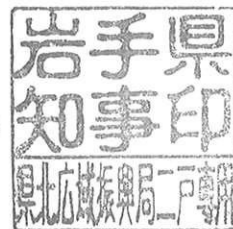
産業廃棄物処分業許可証

住 所 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2

氏 名 株式会社ミナミ 代表取締役 南 由香
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 4年 3月 5日

許可の有効年月日 令和 9年 3月 4日

1. 事業の範囲

- (1) 中間処理 (固化処理)
取扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
・汚泥 (無機性汚泥に限る。)
以下余白
- (2) 中間処理 (造粒固化処理)
取扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
・汚泥 (無機性汚泥に限る。)
以下余白
- (3) 中間処理 (破碎処理)
取扱う産業廃棄物
・木くず
・がれき類 (アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。)
以下余白
- (4) 中間処理 (移動式造粒固化施設による造粒固化処理)
取扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
・汚泥 (無機性汚泥に限る。)
以下余白
- (5) 中間処理 (移動式破碎施設による破碎処理)
取扱う産業廃棄物
・木くず
・がれき類 (アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。)
以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 固化施設
- | | |
|-----------|------------------------------------|
| ア 設置場所 | 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1 |
| イ 設置年月日 | 平成22年1月30日 |
| ウ 処理能力 | 汚泥 (無機性汚泥に限る。) 157.6t/日 (19.7t/時間) |
| エ 設置許可年月日 | — (設置許可対象外施設) |
| オ 設置許可番号 | — (設置許可対象外施設) |
| カ 保管施設 | 別表のとおり |
- (2) 造粒固化施設
- | | |
|--------|--|
| ア 設置場所 | |
|--------|--|

(以下、裏面記載)

- ・ (固定式) 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1
- ・ (移動式) 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場(駐機場:岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1)
- イ 設置年月日 平成19年11月10日
- ウ 処理能力 汚泥(無機性汚泥に限る。) 234t/日(29.25t/時間)
- エ 設置許可年月日 ー(設置許可対象外施設)
- オ 設置許可番号 ー(設置許可対象外施設)
- カ 保管施設 別表のとおり
- (3) 破碎施設Ⅰ
- ア 設置場所
- ・ (固定式) 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1
- ・ (移動式) 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場(駐機場:岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1)
- イ 設置年月日 平成18年6月29日
- ウ 処理能力 木くず 152t/日(19t/時間)
- エ 設置許可年月日 令和2年6月23日
- オ 設置許可番号 第220082-6号
- カ 保管施設 別表のとおり
- (4) 破碎施設Ⅱ
- ア 設置場所
- ・ (固定式) 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1
- ・ (移動式) 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場(駐機場:岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1)
- イ 設置年月日 平成23年4月6日
- ウ 処理能力 木くず 453.2t/日(56.65t/時間)
- エ 設置許可年月日 平成27年12月28日
- オ 設置許可番号 第215082-12号
- カ 保管施設 別表のとおり
- (5) 破碎施設Ⅲ
- ア 設置場所
- ・ (固定式) 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1
- ・ (移動式) 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場(駐機場:岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1)
- イ 設置年月日 平成31年1月16日
- ウ 処理能力 木くず 209.6t/日(26.2t/時間)
- エ 設置許可年月日 平成30年12月19日
- オ 設置許可番号 第118082-10号
- (6) 破碎施設Ⅳ
- ア 設置場所 岩手県久慈市小久慈町第67地割38番109
- イ 設置年月日 平成31年2月27日
- ウ 処理能力 がれき類(アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。) 1176t/日(147t/時間)
- エ 設置許可年月日 令和2年12月1日
- オ 設置許可番号 第220082-16号
- (7) 破碎施設Ⅴ
- ア 設置場所
- ・ (固定式) 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1
- ・ (移動式) 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場(駐機場:岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1)
- イ 設置年月日 平成31年2月27日
- ウ 処理能力 がれき類(アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。) 1176t/日(147t/時間)
- エ 設置許可年月日 令和2年12月1日
- オ 設置許可番号 第220082-16号
- (8) 破碎施設Ⅵ
- ア 設置場所
- ・ (固定式) 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1
- ・ (移動式) 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場(駐機場:岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1)
- イ 設置年月日 令和2年12月23日

(以下、2枚目記載)



ウ 処理能力 がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）
1056t／日（132t／時間）

エ 設置許可年月日 令和2年12月1日

オ 設置許可番号 第120082-14号

(9) 破碎施設Ⅶ

ア 設置場所 岩手県九戸郡軽米町大字山内第6地割字和堂地向208番110

イ 設置年月日 令和2年12月23日

ウ 処理能力 がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）
1056t／日（132t／時間）

エ 設置許可年月日 令和2年12月1日

オ 設置許可番号 第120082-14号

(10) 破碎施設Ⅷ

ア 設置場所

・（固定式）

岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1

・（移動式）

盛岡市を除く岩手県内の排出事業場（駐機場：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1）

イ 設置年月日 令和4年11月11日

ウ 処理能力 がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）
3264t／日（408t／時間）

エ 設置許可年月日 令和4年1月5日

オ 設置許可番号 第221082-18号

(11) 移動式破碎施設

ア 設置場所

盛岡市を除く岩手県内の排出事業場（駐機場：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1）

イ 設置年月日 平成28年1月15日

ウ 処理能力 木くず 181.44t／日（22.68t／時間）

エ 設置許可年月日 平成27年12月18日

オ 設置許可番号 第115082-10号

以下余白

3. 許可の条件

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成9年3月5日 当初許可

平成9年10月20日 変更届出書受理（事業の範囲にがれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）の中間処理（破碎処理）を追加したこと。）

平成11年2月1日 事業範囲の変更許可（事業の範囲に木くずの中間処理（移動式破碎施設による破碎処理）を追加したこと。）

平成14年3月5日 変更届出書受理（破碎施設を変更したこと。）

平成14年3月5日 更新許可

平成16年3月5日 変更届出書受理（代表者を南勉から変更したこと。）

平成17年8月17日 事業範囲の変更許可（事業の範囲に汚泥（無機性汚泥に限る。）の中間処理（移動式造粒固化施設による造粒固化処理）を追加したこと。）

平成18年7月4日 変更届出書受理（移動式破碎施設の駐機場を変更したこと。）

平成18年8月24日 事業範囲の変更許可（事業の範囲に木くずの中間処理（破碎処理）を追加したこと。）

平成19年3月5日 更新許可

平成19年3月26日 変更届出書受理（移動式造粒固化施設の駐機場を変更したこと。）

平成19年4月5日 変更届出書受理（破碎施設の設置場所を変更したこと。）

平成20年3月6日 事業範囲の変更許可（事業の範囲に汚泥（無機性汚泥に限る。）の中間処理（造粒固化処理）を追加したこと。）

平成22年3月19日 事業範囲の変更許可（事業の範囲に汚泥（無機性汚泥に限る。）の中間処理（固化処理）を追加したこと。）

平成23年5月11日 変更届出書受理

（1）破碎施設を1施設追加したこと。

（2）保管施設の概要を変更したこと。

平成23年10月24日 変更届出書受理（移動式破碎施設を1施設追加したこと。）

（以下、裏面記載）

平成24年 2月24日 事業範囲の変更許可

- (1) 事業の範囲に廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず（厚さ0.3mm以下のものに限る。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくず及び陶磁器くずに限る。）の中間処理（移動式破碎施設による破碎処理）を追加したこと。
- (2) がれき類について、「アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。」とする限定を解除したこと。

平成24年 3月 5日 更新許可

平成24年12月25日 変更届出書受理

- (1) 事業の範囲から廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず（厚さ0.3mm以下のものに限る。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくず及び陶磁器くずに限る。）の中間処理（移動式破碎施設による破碎処理）を削除したこと。
- (2) がれき類について、「アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。」と限定したこと。

平成28年 1月28日 変更届出書受理

- (1) 破碎施設を1施設追加したこと。
- (2) 保管施設の概要を変更したこと。

平成28年 2月 5日 変更届出書受理（移動式破碎施設を1施設追加したこと。）

平成29年 3月 5日 更新許可

平成31年 1月28日 変更届出書受理（破碎施設を1施設追加したこと。）

平成31年 3月20日 変更届出書受理（破碎施設を1施設追加したこと。）

令和 2年 2月13日 変更届出書受理（破碎施設を1施設廃止したこと。）

令和 2年12月14日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）

令和 3年 2月 8日 変更届出書受理

- (1) 破碎施設を1施設追加したこと。
- (2) 破碎施設2施設の設置場所を変更したこと。
- (3) 保管施設の概要を変更したこと。

令和 4年 3月 5日 更新許可

令和 4年12月14日 変更届出書受理

- (1) 破碎施設を1施設追加したこと。
- (2) 破碎施設を1施設廃止したこと。

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白



別表（保管施設の概要）

1 固化施設に関するもの

所在地：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎥)	保管重量 (t)	備考
処分後の保管	製品	—	300.37	319.45	—	屋外保管（造粒固化施設に係る保管場所と兼用）

2 造粒固化施設に関するもの

所在地：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎥)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	汚泥（無機性汚泥に限る。）	—	50.09	172.35	258.53	屋内保管
処分後の保管	製品	—	300.37	319.45	—	屋外保管（固化施設に係る保管場所と兼用）

3 破碎施設Ⅰ、Ⅱ及びⅢに関するもの（破碎施設Ⅰ、Ⅱ及びⅢで兼用）

所在地：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎥)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	抜根材	1.8	798.3	1,028.9	565.9	屋外保管、床面再生アスファルト舗装（厚さ10cm）
	建築解体木くず	1.8	314.4	355.0	195.3	
処分後の保管	抜根材破碎物	—	1,308.4	1,689.4	929.2	屋外保管、床面再生アスファルト舗装（厚さ10cm）
	建築解体木くず破碎物	—	517.2	658.3	362.1	

（以下、裏面記載）

4 破碎施設Ⅳに関するもの

所在地：岩手県久慈市小久慈町第67地割38番109

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎥)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	がれき類①（アスファルト廃材又はコンクリート廃材）	4.0	98.1	157.20	232.656	屋外保管
	がれき類②（アスファルト廃材又はコンクリート廃材）	4.0	61.04	154.739	229.01	屋外保管
処分後の保管	がれき類①（アスファルト廃材又はコンクリート廃材）	4.0	61.04	154.739	229.01	屋外保管
	がれき類②（アスファルト廃材又はコンクリート廃材）	4.0	61.04	154.739	229.01	屋外保管

5 破碎施設Ⅴ、Ⅵ及びⅦに関するもの（破碎施設Ⅴ、Ⅵ及びⅦで兼用）

所在地：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎥)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	がれき類（アスファルト廃材に限る。）	1.8	269.2	291.0	430.7	屋外保管
	がれき類（コンクリート廃材に限る。）	1.8	486.4	609.7	902.4	屋外保管
処分後の保管	がれき類（アスファルト廃材に限る。）	1.8	737.8	957.4	1417.0	屋外保管
	がれき類（コンクリート廃材に限る。）	1.8	851.6	1160.6	1717.7	屋外保管

（以下、4枚目記載）



6 破砕施設Ⅶに関するもの

所在地：岩手県九戸郡軽米町大字山内第6地割字和堂地向208番110

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (m³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）	5.6	275.95	630	1,480	屋外保管
処分後の保管	がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）	5.6	657.05	1,500	—	屋外保管

以下余白

